

ツー・ステップ・ローンの対象金融機関
及び配分額の決定手続き

1. 総額：3,000 百万ドル
2. 一行あたりの配分額上限：1,500 百万ドル
3. 申請
 - (1) 最低申請額は30 百万ドルとします。
 - (2) 申請単位は、10 百万ドルとします。
 - (3) ①中堅中小企業（資本金10 億円未満）の出資する現地法人（以下「中堅中小現法」）、②中規模企業（資本金100 億円以下又は年間売上高1,000 億円以下）の出資する現地法人（以下「中規模現法」）、及び③大企業の出資する現地法人（以下「大企業現法」）別で転貸予定額の提出をお願いします。

(注)「転貸」という場合、借入人の海外拠点経由の転貸、及び本邦親会社経由の転貸を含む。
4. 対象金融機関・配分額決定手続き
 - (1) 対象金融機関の選定
申請の適格性の確認等を経て対象金融機関を決定します。
 - (2) 配分額の決定
 - ① 各行の中堅中小現法向け転貸予定額を各行に配分し、総額を超過する場合には中堅中小現法向け転貸予定額に応じて比例配分し各行への配分額を決定します。
 - ② 残額がある場合、当該残額を各行の中規模現法向け予定額に応じて比例配分し各行への配分額を決定します。
 - ③ 上記による配分額が申請額を超過している場合、又は上記2. の配分額上限を上回る場合は、当該超過分の各行合計額をその他の銀行間で中規模現法向け予定額に応じて比例配分します（各行の申請額又は上記2. 限度）。

以 上